

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条第1項第12号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
引縄釣漁業	65人以内	—	—	琵琶湖	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和7年10月1日から令和7年11月1日まで